

弁護士会の 多摩地区法律相談 センターニュース

No. **24**
2010/10



一層のリーガルサービスの提供を目指します

1. 平成 21 年 4 月、立川に裁判所が移転をしました。
立川の裁判所の事件数は全国の裁判所のトップテンに入る多さです。本来は支部ではなく本庁が相応しいと言えます。
今年から立川の裁判所で労働審判が始まりました。それに対応して相談センターでは、専門相談として労働相談を新たに始め、また、消費者相談も始めました。
2. 八王子法律相談センターでは、平成 21 年 10 月から毎週水曜日に夜間相談を実施することになりました。
是非ご利用ください。
3. 自治体、社会福祉協議会への弁護士派遣も現在、15 自治体、8 社協と契約を締結して派遣しています。
4. 法律問題に悩む多摩の市民のために相談し易く、適切な法律サービスを受けられるように日々運営をしたいと考えています。

東京三会多摩地区法律相談センター運営委員会
委員長 須 合 勝 博

発行所

東京三弁護士会多摩地区法律相談センター

〒190-0014 東京都立川市緑町7-1 アーバス立川高松駅前ビル2階

Tel (042) 548-3800 Fax (042) 548-3808

東京三弁護士会多摩支部ホームページ <http://www.tama-b.com/>

個別的労働紛争解決手続きあれこれ

弁護士 北西 裕司

第1 裁判所による解決手続き

Q 私は、先日、勤めていた会社を解雇されました。私は労働組合には加入していません。個人で会社を相手に解決を図りたいと考えていますが、どのような手段が考えられますか？

A まず、主要なものだけでも、裁判所における手続きとして、民事訴訟、仮処分、労働審判、民事調停などが、行政機関による手続きとして紛争調整委員会のあっせん、その他の団体による手続きとして弁護士会のあっせんがあります。

Q 訴訟手続きについて教えてください。

A 訴訟手続きによることのメリットとしては、終局的な解決が図られることです。紛争を最終的かつ強制的に解決できる手段であることが訴訟手続きの最大の特徴です。そのために、当事者が公開の法廷で、お互いの主張を出し合い、争点を整理し、証拠調べを行うなど、終局的な処分ゆえ厳格な手続きが民事訴訟法という法律で定められています。

デメリットとしては、そのような、厳格な手続きが定められているからこそ時間と費用がかかりすぎるといえます。とりわけ、労働事件の場合には紛争が激化して、訴訟が長期化しやすい事件と言われています。だからこそ、そのような訴訟のデメリットを回避するために、後述する労働審判手続きが整備されたのです。

訴訟手続きは、終局的な手続きではありますが、費用対効果の面で慎重な判断が必要です。

Q 先日解雇されました。裁判で争っていると思いますが、その間の生活が心配です。何か適正な手続きがありますか。

A 仮処分の手続きがあります。この場合、具体的には、従業員としての地位保全仮処分や賃金仮払いの仮処分を申し立てます。

これらの仮処分の場合には、保全の必要性として、労働者の生活が困窮していることを疎明（そめい）する必要があります。具体的には、他に収入源や働き口がないことです。疎明とは証明と

は異なり一応確からしいとの心証で足りります。

仮処分は、非公開の審尋期日が開催され、期日が複数回開催されるとしても、1週間から2週間程度の期間で開催されることが多く、訴訟の場合より手続きの迅速化が図られています。他の仮処分の場合と異なり、労働事件の仮処分の場合には担保決定がなされることもほとんどありません。ただ、近時は、仮払いの賃金として、生活に必要な金額のみが決定により認められ、従前の給与額は、そのままでは認められないケースが増えてきました。仮処分は、手続き中に当事者の意思により和解を成立させることも出来るので、労働審判が出来る前には、和解のための申し立てなどもよく行われました。現在では、労働審判の出現により和解目的の仮処分の申し立ては、やや減少傾向にあります。

Q 労働審判制度が、立川の裁判所でも申立てることが出来るようになったと聞きました。労働審判とはどのような手続きですか？

A 労働審判は、裁判官と労使の専門家による合議体が、個別労働関係紛争事件を、3回以内の期日で審議し迅速な解決を図る手続きです。具体的には、労使それぞれから1名ずつ労働関係の専門家である労働審判員2名と、法律の専門家である労働審判官（裁判官）1名の合計3名による合議体（労働審判委員会）により、労働紛争の実情に即した適正な解決を調停により図り、調停で解決できなければ審判を行うというものです。

審判が下されても、当事者が異議を申し立てれば、労働審判は効力を失い、労働審判の申し立て時に遡って訴えの提起がなされたとみなされ訴訟手続きに自動的に移ります。

實際上、労働審判では審判委員会は、強く調停での解決を進めてくるので、和解で解決することが多く、短期間に労働紛争の解決が図られています。

 費用の都合がつきません。弁護士に依頼せず、何とか自分一人でやれる手続きがありませんか。

 本人でも簡単に申立てることが出来る民事調停があります。

調停はいわば裁判所における話し合いです。多摩地区では、東京地裁立川支部と、立川、八王子、青梅、武蔵野、町田の5つの簡易裁判所で申し立てることが出来ます。

調停は裁判官から指定される調停主任1名と、民事調停委員2名から構成される調停委員会により行われます。

第2 行政機関による解決

 紛争調整委員会によるあっせんという手続きについて教えてください。

 紛争調整委員会によるあっせんは、弁護士や大学教授などの専門家による構成される委員によって行われる当事者の話し合いによる自主的紛争解決手段です。

あっせん委員は3名により構成されますが、原則として1名の委員によりあっせん手続きが進められることが多いようです。

最終的には、あっせん委員によるあっせん案の提示が行われ、当事者が合意をする場合には和解契約になります。

メリットとして、相手方があっせんに応じる場合には、比較的早期に解決を図ることが出来ることや、専門家による適正かつ具体的事情に応じた柔軟な解決が図られる点が挙げられます。

デメリットとしては、相手方があっせんの応じず打ち切りになる場合が6割程度あるという点が挙げられます。

また、調停など裁判上の手続きと違い、あっせんが成立しても和解契約にすぎないという点も挙げられますが、事実上、金銭解決の場合、支払う

民事調停のメリットとしては、本人申立てが比較的容易であることです。

デメリットとしては、相手方が話し合いに応じる意思がなければ、調停不成立で終了してしまうということです。

労働事件で民事調停を選択する弁護士の中には、資料が十分に揃わない場合や、相手側の出方を見るために、利用したりすることもあります。

労働審判が事実上弁護士に依頼する必要がある手続きであるため、労働審判が出来た現在でも、労働紛争を解決する手段として調停は重要な手続きであるといえます。

側が会社側であることが多いこと、わざわざ、あっせん手続きに応じ、あっせん案を受諾し和解までした会社側が、和解を履行しないことが少ないことなどから、それほど大きなデメリットにはなっていません。

紛争調整委員会によるあっせんは、相手方が応じないが多いのですが、応じた場合には早期に解決することが多く、労働審判などの手続きを選択する前に、選択してみる手段として適当であると考えます。

 労働委員会による解決方法はないのでしょうか。

 労働委員会は集団的労使紛争を解決するための機関であったのですが、現在は個別的労働紛争についての解決するため、多くの道府県であっせんを行うことが出来るようになりました。しかしながら、東京都については未だに、個別的労働紛争に関する解決窓口を設けていません。もちろん、集団的労働紛争解決手続きにおいても、事実上解決を個別労働紛争の解決を図ることはありますが、あくまでも労働組合に加入することが前提です。

第3 他の機関による解決

 本人の申立て容易な調停手続きは魅力的ですが、どうも裁判所という場所は苦手です。他に、適切な第三者が間に入って話し合う手続きはないのでしょうか。

 弁護士会の和解あっせん手続きがあります。平成22年からは、弁護士会多摩支部でも開催されることになり便利になりました。専門家である弁護士が間に立って、比較的安価な費用で適正かつ柔軟な解決を図ってくれるので、解決のための有力な手段といえます。

消費者相談

弁護士 秋 山 努

東京三弁護士会多摩支部は、本年10月から、立川法律相談センターに消費者被害に関する専門の法律相談を設けました。今年度は、毎週1回、水曜日午後1～4時の実施を予定しています。

消費者被害には、食品、PL問題などから、訪問販売、通信販売、キャッチセールス、ネット被害、マルチ商法、金融商品被害、カルト宗教問題、振り込め詐欺、架空請求詐欺など多数多種の分野があります。このような消費者被害に関する相談は、各市町村の相談窓口や、消費者生活センターなどにも多く寄せられていると思われます。相談の中には、簡単なクーリング・オフの書面の書き方や、勧誘に対する拒絶の対応を教示すれば、相談者自身で十分に対応できるようなケースもありますが、事実関係の詳細な聞き取りや微妙な法律判断を伴う必要であるケースや、また相談だけでは足りず、具体的に弁護士を依頼しなければ解決が難しいケースも多くあると思われます。

近時の筆者自身の経験でも、消費生活センターに、いわゆる「未公開株詐欺」の相談があまりにも数多く寄せられていることを知って驚きました。これは、「上場間近の会社の未公開株がある。あなたにだけ特別に紹介してあげる。購入すれば、上場した際に株価は数倍～数十倍にもなり、必ず儲かる。」などと勧誘し、株式（もしくはその権利の持分など）の購入代金名目で数十万、ときには数千万円ものお金をだまし取るという手口で、近年、多くの被害が報道されているものです。

なぜこのような詐欺に引っ掛かるのか、と思われるかもしれませんが、実際の手口は、その株式を「その銘柄はお持ちではありませんか？あれば高く買います。」などと申し向ける「サクラ」を使うなど巧妙であり、だまされる人は後を絶ちません。このような業者に被害者だけで対峙するのは困難ですので、被害者としても弁護士に相談され、法的手続きへの着手を検討せざるを得ないと思われます。

ところが従来、多摩地区では消費者専門相談が設置されておらず、専門相談を求める方は、都心の相談所まで赴かなければなりませんでした。しかし、被害者の中には、高齢の方や健康を害している方、

また被害により精神的打撃を受けていることから、都心まで赴くエネルギーがない方もいたと思われます（先の「未公開株詐欺」の相談でも、被害者には高齢で、都心までゆかれるのは大変な方が多くみられました。）。

もし、このような事情で被害者が泣き寝入りしてしまうとすれば、誠に気の毒です。そればかりか、悪徳業者の「取った者勝ち」になってしまい、ますます悪徳業者が栄えてしまいます。それ故、多摩地区に消費者専門相談を設けるべきは当然であり、今回、ようやく体制が整ったので実現した次第です（ただし、クレサラ相談は既に窓口があり、また医療過誤問題も消費者問題の一つと言えますが、特殊な分野ですので、今回の消費者相談からは除外しています。）。

もっとも、率直に申して、弁護士の立場からは消費者被害への対応は決して容易ではありません。なぜなら、消費者被害は分野が広く、関連諸法規は莫大です。また悪質業者は追及を免れるため、巧妙かつ新たな手口を次々と開発するので、弁護士の側も日々その手口を研究しなくてはなりません。他方、往々にして被害者の側には十分な資料が残っておらず、勧誘された経緯に関する記憶が曖昧で、裁判になっても立証が困難なケースも多いところです。さらに、悪質業者は逃げ足が速く、裁判で勝訴しても、その時には会社を廃業してしまい、金銭被害の回収ができない場合もあります。

これらの事情により、消費者被害は一見、単純に見えるものの、これを引き受ける弁護士の側から見ると、一つの鬼門をなしている感がありました。

そこで、今回の消費者相談では、各回の相談担当の弁護士を2名配置することとし、その2名は、比較的ベテランの弁護士と若手弁護士を組み合わせることとしました。さらに、弁護士2名が対応しても解明できない事案については、相談担当者相互の事例検討会を開催し、事案の究明にかかることとしました。

まだ産声を上げたばかりの相談窓口ですが、こうした体制を執り、多摩地区の被害者には、絶対に泣き寝入りをさせないことを目標にしたいと思っています。ぜひ積極的にご利用ください。

支部会館でも仲裁・和解あっせんができます。 弁護士 小林 克 信

仲裁・和解あっせん手続きは、弁護士が当事者の間に立って、法と条理に従って、公平且つ早期に紛争の解決をはかるものです。話し合いでの早期解決を希望する場合に役立つ手続きです。従来は、霞ヶ関で実施されていましたが、本年3月1日から立川の多摩支部会館でも出来るようになりました。以下、商品先物取引の預託金の返還を求めたケースで説明します。

1 事件の概要

Aさんは、B社から絶対に儲かると商品先物取引を勧誘され、約10ヶ月間に36回売買し、約621万の損害が出ました。他方、会社は、絶対に儲かるとの話はしていないし、損失の発生も説明したと主張します。B社は、事前に金360万円を返金する提案をしていましたが、Aさんは納得できません。Aさんは、早期に公平な解決を目指し、裁判ではなく、あっせん手続きを利用しました。

2 申立手続と事前準備

現在、多摩支部会館での手続ができるのは、東京弁護士会の「紛争解決センター」と第二東京弁護士会の「仲裁センター」です。申立書等は、各弁護士会のホームページから取れます。多摩支部会館での手続きを希望する場合には、申立書（紛争の内容が分かる程度でOK）を作成し、「多摩支部会館での期日開催希望申込書」と一緒に、霞ヶ関の「紛争解決センター」（東弁）か「仲裁センター」（二弁）に郵送等します。両弁護士会とも手続きは、ほぼ同じです。以下は、私が所属する第二東京弁護士会での経験で説明します。

申立書受領後、「仲裁センター」は、Aさんに申立手数料金10,500円の振込案内をし、Aさんからの送金があり、正式受理となりました。B社に、あっせん手続に応諾するかとの問い合わせを行い、応諾の返答が来ました（なお、不応諾の場合は、手続きが終了し、申立手数料の半額が返金されます）。仲裁センターは、AさんとB社に、支部会館での期日を連絡し、あっせん人は、第1回期日前にB社に、本件取引の資料提出を求めました。仲裁センターは、AさんとB社に、第1回期日前に、期日手数料5,250円の振込みの案内をし、双方から期日手数料の送金がありました。

3 審理手続き

第1回期日は、当初、双方同席の上で、意見を聞きました。B社は、Aさんが取引内容を理解したという署名入りの書面を多数提出しました。Aさんは、十分に意見をまとめて反論できません。あっせん人は、双方同席では話しにくいと考え、別々に事情を聞きました。Aさんには、先物取引の危険性を、B社には、Aさんの適格性を聞き、B社に360万円からの上乗せを求めました。第2回期日前に、双方から第2回期日手数料（5,250円）の送金がされました。第2回期日は別々に事情を聞き、B社からは、400万円での和解提案がありました。あっせん人は、B社に、本件は、先物取引の適格性のない人との取引であり、利益を考えずに損失分担の考え方で解決して欲しいことを要請し、Aさんにも、儲かるとの話を信用した不注意な点があり、裁判では過失相殺がなされることを説明しました。Aさんは、最低でも500万円との希望でしたが、B社は、最大でも7割程度（金435万1,641円）でした。そのため、あっせん人として、金450万円での解決提案を双方にしました。双方とも不満でしたが、最終的には了解が得られ合意書を作成し、成立手数料7万5000円はAさんとB社で折半となりました。B社も納得し、A

さんからも、後日、送金受領の確認と「たいへんお世話になりました」とのFAXをいただきました。（手続きの詳細は、パンフレットを参照ください。）



改正貸金業法について

弁護士 田 崎 博 実

18年に改正された「貸金業の規制等に関する法律」(以下「改正貸金業法」といいます。が、今年6月18日、完全施行となりました。改正貸金業法は、これまで、罰則強化や取立規制強化、新貸金業協会設立(自主規制ルール強化)などはすでに施行となっていました。が、今回、①“総量規制”の導入、②上限金利の引下げ、③貸金業取扱主任者制度、④財産的基礎要件の引上げ、⑤事前書面交付義務の導入——といった改正貸金業法の主要改正点が施行されます。中でも総量規制の導入は、業者から借入することができる金額に上限を設けるというものであり、市民生活への影響が高い改正点といえます。それでは、以下、この総量規制を中心に解説したいと思います。

■ 総量規制とは

総量規制は、多重債務問題の解決に向けた抜本的かつ総合的な対策を講じる必要があるという見地から、過剰な貸付けを抑制するための制度です。改正貸金業法十三条の二によれば、貸金業者からの借入残高が年収の三分の一を超えている借り手については、新たな借入ができなくなります。



総量規制は、新たな貸付けを規制しているので、貸金業者からの借入残高が既に年収の三分の一を超えていたとしても、直ちに年収の三分の一を超える債務を返済しなければならないというものではありません。例えば、年収600万円の債務者が、既に230万円の債務を負っていたとしても、直ちに30万円以上を返済して借入残高を200万円以下にしなければならないのではなく、債務は原契約の内容に従って弁済していくことになります。

総量規制は、一社からの借入れが年収の三分の一を超えなければ良いのではなく、貸金業者全社からの借入れの合計が年収の三分の一以内になることを求めています。したがって、年収600万円の債務者が、既にA社から150万円を借り入れている場合、別のB社から100万円を借入れることはできず、借入れができる範囲は、50万円までです。

仮に保証人を立てられる場合でも、総量規制を免れることはできません。

■ 総量規制の対象

総量規制の対象となるのは、貸金業者からの個人借入です。貸金業者とは、例えば消費者金融やクレジットカード会社のことですが、銀行や信用金庫は含まないとされているので、銀行のカードローンは対象外です。

また、クレジットカードによる商品購入(ショッピング枠)も対象外です。

個人顧客を対象とする貸付けが規制対象ですから、法人名義での借入れは可能です。また、個人による借入れであっても、個人事業者が事業資金等の借入れのため、事業・収支・資金計画を提出し、返済能力があると認められる場合には、上限金額に特段の制約がなく、借入れが可能です。

総量規制は、住宅ローンや自動車ローンについては規制の例外としているので、住宅ローンや自動車ローンがあるため借入残高が年収の三分の一を超えていたとしても、総量規制には抵触しません。

■ その他

配偶者の収入に頼って生活し、年収がない専業主婦(または主夫)については、総量規制の例外として、配偶者と合算して、二人分の借入れが二人分の年収の三分の一以下になるのであれば、借入れが可能とされています。ただし、そのためには、配偶者の同意書、配偶者との婚姻関係を示す書類(戸籍抄本等)、配偶者の年収を証明する書類を提出する必要があります。

立川に

東京三弁護士会多摩支部

特別事業2011

裁判所と弁護士会がやってきた!

全国有数の事件数—日本最大支部をご紹介します!!

2009年4月、立川に東京地方裁判所・家庭裁判所の支部が設置され、これに伴い、弁護士会多摩支部も移転しました。裁判員裁判も行われて、今注目度No.1の立川支部での弁護士の活躍を寸劇を交えてご案内します。



13:00 開場

13:30 開会

スライド上映

寸劇

立川の裁判所へようこそ!

裁判所では、毎日、人生のドラマが繰り広げられています。裁判員裁判、消費者被害、離婚、相続、少年審判…多摩支部の弁護士劇団が、皆様を裁判所ツアーにご招待します!

入場
無料

先着170名

トーク

市民を守る身近な司法
をめざす弁護士会

16:00 終了

2011年1月22日(土) 午後1時30分より

立川市女性総合センター・アイム(1階ホール)

JR立川駅北口徒歩7分 立川市曙町2丁目36番2号

主催：東京弁護士会・同多摩支部
第一東京弁護士会・同多摩支部
第二東京弁護士会・同多摩支部

共催：立川市

〈お問合せ先〉 多摩支部事務局 TEL 042(548)3800



タマサブロー

法律相談センターのご案内

東京三弁護士会多摩支部 <http://www.tama-b.com/>
法律相談をクリックしてください

立川法律相談センター

受付は電話予約制です

受付

月曜日～土曜日(祭日を除く)
午前9時30分～午後4時30分

相談日

月曜日～土曜日(祭日を除く)
午前10時～午後3時30分

労働相談 毎週火曜日 午後(労働者側)
毎週木曜日 午後(使用者側)

消費者相談 毎週水曜日 午後

専門相談有り、詳しくはお問い合わせ下さい

八王子法律相談センター

受付は電話予約制です

受付

月曜日～土曜日(祭日を除く)
午前9時30分～午後4時30分

相談日

月曜日～土曜日(祭日を除く)
午前10時～午後3時30分

※毎週水曜日のみ午後4時30分～7時

※専門相談有り、詳しくは
お問い合わせ下さい

ク
レ
サ
ラ
専
門
相
談
は
無
料
!!



※JR立川駅北口より徒歩5分
※駐車場がありませんので車での
お越しはご遠慮下さい

立川法律相談センター

〒190-0012
東京都立川市曙町2-37-7 コアシティ立川12F

042-548-7790



※京王八王子駅西口より徒歩3分
※JR八王子駅北口より徒歩7分
※駐車場がありませんので車での
お越しはご遠慮下さい

八王子法律相談センター

〒192-0046
東京都八王子市明神町4-1-11

042-645-4540